

静岡県建設業関連業務最低制限価格制度実施要綱の一部を改定する要綱

静岡県建設業関連業務最低制限価格制度実施要綱（平成23年4月1日施行）の一部を次のように改定する。

改定前					改定後				
<p>第1条 ～ 第2条 略</p> <p>（最低制限価格の設定及び算定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、次の表の業務区分の欄に掲げる業務ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（同表①の欄から④の欄までに規定する費目の総額をいう。以下同じ。）に10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p>					<p>第1条 ～ 第2条 略</p> <p>（最低制限価格の設定及び算定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、次の表の業務区分の欄に掲げる業務ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（同表①の欄から④の欄までに規定する費目の総額をいう。以下同じ。）に10分の<u>8.1</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の<u>8.1</u>（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p>				
業務区分	①	②	③	④	業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額

土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
その他業務	業務価格の額に10分の6を乗じて得た額	—	—	—

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
その他業務	業務価格の額に10分の6を乗じて得た額	—	—	—

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

4 略
第4条 ～ 第6条 略

4 略
第4条 ～ 第6条 略

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。